

## 一般財団法人日本グラウンドワーク協会 ロゴマーク使用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本グラウンドワーク協会（以下「協会」という。）が英国グラウンドワーク事業団の協力関係の下で使用するロゴマークに関し、協会外部におけるその適正な使用方法を定めることにより、グラウンドワークの社会的な信頼の維持向上を図るとともに地域におけるグラウンドワーク活動の発展に資することを目的とする。

### (使用ロゴマーク等)

第2条 協会が使用し、第三者に承認を与えるロゴマークは次のとおりとする。



色彩については、緑とする。

- 2 ロゴマークの周囲に使用する標語は、原則として協会あるいは協会に登録しているグラウンドワーク活動団体の使用するものに限る。

### (使用承認方法)

第3条 協会のロゴマークの使用を希望する者は、前条の条件に従い、協会に対して使用承認願を提出して協会から文書による承認を得なければならない。

- 2 前項の使用承認願は、書類提出者、使用者、使用目的、使用対象及び部数、使用ロゴマークに使う標語、使用期間等の所要事項を明示し使用対象物の原案見本1部を添えて、使用予定日の1ヵ月前までに協会に提出しなければならない。
- 3 協会は、使用承認願の提出があつてから原則として2週間以内に、その諾否を書類提出者又は使用者に対して文書により通知するものとする。
- 4 協会が使用承認を行うにあたっては、使用者に対して承認条件を明らかにして承認書を発行するものとする。
- 5 使用者は、協会から承認を受けた後に使用方法等を変更する場合には、当該事態の発生後3日以内に文書により通知しなければならない。

### (費用徴収)

第4条 協会が、ロゴマーク使用を承認する際、登録されたグラウンドワーク活動団体等が非営利目的で使用する等の場合を除いて、承認料等として費用を徴収することができるものとする。

2 前項における費用徴収の細目については、別に定める。

(法的措置)

第5条 協会の承認なくロゴマークを使用したり、ロゴマーク使用が承認条件に違背する等の事実があった場合には、協会はただちにその使用停止を求めるとともに、必要に応じて法的措置を取ることがある。

2 前項の場合において、協会は使用者に損害請求を求めることができる。

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、主務大臣の設立許可のあった日(平成7年10月25日)から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。(平成24年3月23日改正)

一般財団法人 日本グラウンドワーク協会  
ロゴマーク使用承認願

平成 年 月 日

一般財団法人 日本グラウンドワーク協会  
理事長 徳本 英雄 殿

住 所

(電 話 )  
(ファックス )

氏 名  
(担当者名 )

私は、下記により貴協会のロゴマークを使用したいので、承認いただきたくお願いいたします。

1. 使用目的 (内容、場所など)  
※使用内容のわかるものがあれば添付してください。
2. 使用者名 (連絡先を必ず記載)
3. 使用方法
4. 使用期間

(文書番号)

平成 年 月 日

殿

一般財団法人 日本グラウンドワーク協会  
理事長 徳本 英雄

一般財団法人 日本グラウンドワーク協会

ロゴマーク使用（承認書・不承認通知書）（どちらかを＝で消す）

平成 年 月 日付にて、貴殿より提出された弊協会のロゴマーク使用承認願については、下記のとおりご連絡いたします。

なお、使用承認の場合には、弊協会のロゴマークが使用された物品等1部を、弊協会まで速やかに提出ください。

記

1. 承認願の内容にて使用を承認します。
2. 次の使用条件にて使用を承認します。  
(使用条件)
3. 使用を承認しません。

以上